

# 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う 原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への 対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の概要

## 目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者(=東京電力)等が講すべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

## 責務

### ① 国

原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施

### ② 地方公共団体

国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす

### ③ 関係原子力事業者

誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

## 基本方針の策定等

- 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める
- 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壤等の処理に関する基準を設定
- 国は、統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

# 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

## 原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

### 特定廃棄物

#### ①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定  
※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定



環境大臣による対策地域内廃棄物  
処理計画の策定



国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

不法投棄等の禁止

#### ②指定廃棄物

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査(義務)

環境大臣に報告



左記以外の廃棄物の  
調査(任意)



環境大臣による指定廃棄物の指定  
※汚染状態が一定基準を超える廃棄物



国が処理

### 特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用)

# 放射性物質により汚染された土壤等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等

## 原子力事業所内の土壤等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壤等の処理

関係原子力事業者が実施

### ①除染特別地域

#### 環境大臣による 除染特別地域の指定

- ◆環境の汚染状態が著しいと認められる地域として一定の要件に該当する地域を指定



#### 環境大臣による特別 地域内除染実施計画 の策定

- ◆除染等の措置等の実施に関する方針、目標等を定める
- ◆関係行政機関の長との協議
- ◆関係地方公共団体の長の意見聴取



#### 国による除染等の措 置等の実施

- ◆関係省庁とも分担しつつ、実施

### ②汚染状況重点調査地域

#### 環境大臣による汚染状況重 点調査地域の指定



#### 都道府県知事等(※) による汚染状況の調査測定

(※)政令で定める市町村の長を含む

#### 都道府県知事等による除染 実施計画策定



#### 国、都道府県知事、市町村長等は除染実施 計画に基づき土壤等の除染等の措置を実施 ※委託基準に従って委託可能

- ◆環境の汚染状態が一定の要件に適合しない又はそのおそれがあると認められる地域(除染特別地域以外)を指定

<対策実施主体>

- ・国管理地 国
  - ・都道府県管理地 都道府県知事
  - ・市町村管理地 市町村長
  - ・独法等管理地 独法
  - ・その他の土地 市町村長
- ※農用地は、市町村長の要請で都道府県知事が実施可能
- ※土地所有者自ら除染等の措置を行うことを也可能
- ※合意があれば、上記主体は可換

# 放射性物質により汚染された土壤等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等

## 除去土壤等の処理

### ○除去土壤

措置の実施者による  
収集・運搬・保管・処分

※やむを得ず土地の所有者等に保管させ  
ることも想定

### ○除染作業に伴い発生した廃棄物

※やむを得ず土地の所有者等に保管させることも想定

汚染廃棄物対策地域  
内

国が処理

汚染廃棄物対策地域  
外

廃棄物の汚  
染状態が一  
定基準超

申請により、指定廃  
棄物の指定を受け  
ることも可能(国が  
処理)。

廃棄物の汚  
染状態が一  
定基準以下

廃棄物処理法のス  
キームに基づき処理。

## 不法投棄等の禁止

## 国による措置の代行

国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、除染等の措置等を代行することができる。

- (1) 都道府県、市町村又は環境省令で定める者における除染等の措置等の実施体制
- (2) 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

# 特定廃棄物又は除去土壤の処理等の推進、費用等

## 特定廃棄物又は除去土壤(汚染廃棄物等)の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

### 費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

### 検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

### 施行日

- 公布の日(平成23年8月30日)から施行。
- ただし、特定廃棄物の処理及び除染等の措置等、汚染廃棄物等の投棄禁止等(一部を除く)、罰則(一部を除く)の規定は、平成24年1月1日から施行。